

両方の面を意識しなければならない。二つの目的を少なくとも等価値に把握しないということは、どちらかを過大評価ないし黙殺することになり、またそれは、扶助受給者か社会扶助主体か、どちらかの犠牲でこの目的の葛藤の解決を図ることにもなる。

すでに見たように、出口に関わる助言が人間に値する生活という展望を視野から落としてしまい、人的援助と生活状態の改善よりも、費用節約とケース数の削減が前面に出てくるのが自然になるような事態を避けるために、BSHG第17条と第8条の関係を条文上明らかにすることは意味あることであろう。

こうした傾向は、しばしば疑問を持たれるような職場への職業紹介に人的援助が限定されている点の一つ現れている。この矮小化には警戒が必要であるが、それは、職業紹介が重要な社会的サービスでないからなのではなく、職業紹介には別の内容が含まれているからである。職業紹介をする者は、仲介人であり、理想的には使用者と労働者の利益を同程度に考慮しなければならない、その目的は、多少は縁のありそうな当事者を労働関係に引き入れるという、非常に限られた範囲となる。（最近流行しているように）成功報酬が仲介人に払われるとすると、その視角はますます狭いものとなる。真の助言者であれば、職場の選択を支援し、（就労扶助と接点がある限りで）一定の行動に苦言を呈することができるが、しかし助言者自身は、職業紹介者以上に、心を広くし、パートナーの気持ちで、誠実に、当事者自身や当事者の利益・展望に取り組まなければならない。

助言は、現在よくあるプロファイリングとも異なる。プロファイリングでは、各人の様々な指標ができる限り幅広く集められるが、そこにおいては、カテゴリーや、受ける措置の指定、第三者がなすサービスなどにとって、ネガティブな指標の程度が非常に重要となるのに対して、助言のプロセスにおいては、助言者が独自にその判断プロセスの基礎としたポイントにおいて、当事者同士が協調を図るのである。

さらにケース・マネジメントも、個別事例における人的援助の一手法として、既存の枠組みに丁寧に組み込んでいかななければならない。多くの出版物や相談機関で今日推奨されているのと同様に、ケース・マネジメントは回避という目的に一面的に向かっているが、これは後々由々しき生活状態を生む可能性があり、量的に結果を調整しようという際、多くの言い訳を要することになる。多くの理由から努力されている「一つの手からの援助」も、当事者の正当な利益や人格的利益が無視されては、その裏側が指摘されることになる。民間福祉団体による種々のサービス提供も、それが国によるケース・マネジメントを通じて、社会扶助受給の早急な回避ばかりを目的とするサービスとの競争に放り込まれれば、そもそも法律上保証されているその自己決定を次第に失っていくであろう。

図2とあわせて考えれば、社会扶助の方向が改まることで置き去りにされる危機にあり、一部はすでに実務上見向きされなくなっている分野を指摘することができる。それを以下に挙げよう。

- 社会扶助受給中、社会扶助克服のための措置実施中、あるいは社会扶助受給後における、人間に値する生活を営むという目的
- 金銭給付（ないしは現物給付）による、需要に即した援護
- 社会扶助が問題になる場合の助言

■扶助受給者の希望権・選択権の実現にも関わる、自主性の尊重ないし部分的には民間福祉団体のおこなうサービスの優先

■BSHG全体の目的の実現にも分業的に関与する、十分な専門家の養成

Teil 2 (NDV 11/2002 S. 386 - S. 391)

3.新たなサービス—規整を要する新たな諸問題(Neue Dienstleistungen - neue Probleme, die der Regelung bedürfen)

社会扶助受給の克服や回避に、社会扶助が新たに向きを変え、またそのためのサービスという面が非常に強調されることで、それ以外の「古い」責任領域が等閑視されようとしていることから(dazu Teil 1 dieses Beitrags, NDV 10/2002)、筆者は、法律上の根拠相互を静止的に位置づける作業を放っておくことはできないと考える。人的援助や助言を強調し発展させていこうとするならば、別の法律上の枠組みとの適応や他の給付との関係も問題となってくる。

3.1.金銭給付とサービス給付における条件の違い(Unterschiedliche Voraussetzung bei Geldleistungen und Dienstleistungen)

金銭給付は生活のために放棄できないものであり、それとサービス給付とがどういう関係にあるのかは、頭の痛い点の一つである。

金銭給付請求権は、BSHG第5条により、需要の存在が把握されてから開始し、手持ちの資産等がない場合に実際上の需要が充足の対象となる。直接的な需要充足という原理は、それに置き換えるに足る言葉は見あたらないほどの存在である。

金銭給付・現物給付の要件を確認するためには、具体的な行政手続の枠内や職権調査手続において、需要の根拠となるあるいは需要を減らす原因となる事実を調査しなければならない(SGB第10編第20条、第21条)。この手続過程においては、いくつかの権利が存在する。最終的には、救済可能な決定、理由付記された行政行為がなされ、さらには司法コントロールにまで至ることもある。以上の点は、金銭給付と人的援助とでは違いがある。

しかし、要扶助状態の回避や克服という点でよりよい助言をなすためには、しっかり「調査」もおこない、個別の諸事情に深い眼差しを向けなければならない。このことがきちんとなされれば、それだけにいっそう、信頼の基盤が形成されることになる。

これら、行政行為の枠内と助言の枠内という、二つの調査の進行は、ピッタリ同じものではなく、重点も異なる。助言関係を特段保護しないとすると、信頼が得られず、濫用も生ずるであろうし、場合によっては、職権調査において申請者を都合のよい方向へコントロールしたり、尋問したり、カテゴライズしたりすることにつながる。その逆として、給付行政による実態調査だけに使われるような助言は、極めてその基盤を狭くしてしまう。結局、唯一推奨可能なのは、助言と職権調査・給付決定を区別し、行政庁や、あるいは選択可能性や独立性という点からすると本来は行政庁以外が望ましいのだが、そうした場所で、一つまたは複数、助言サービスの選択肢を構築することである。

それ以外に、金銭給付ではもう一つ別の関連がある。つまり、金銭給付は、多くの協力

行為が遵守されるかどうかにかかわらず、金銭給付の拒否が協力を強制したり制裁に結びついたりするというかたちで、協力行為と連結されている（BSHG第25条、SGB第1編第66条）。

求職に集中的に取り組んだことを証明せよ、折り返し次の職業紹介会社に赴け、といった、まかり間違えば社会扶助支給の即刻停止や給付カットにつながる危険と結びつくこうした要求は、協力義務の主張の一つではあっても、人的援助や助言ではない。いわゆる扶助契約を扶助受給者と結び、その中で、義務履行を確認し、使用者からあらゆる要求がなされることをも了解したところで、以上の点が改善されるわけではない。こうした「約束（Vertrag）」は、不適法（SGB第10編第53条第2項）の疑いがあるのみならず、せいぜい稼働活動従事という一面的な形式的義務を表現するだけの、新たな社会的サービスの帰結でもなんでもない、古い（国家高権的な）協力義務の主張である。

自明のこととして、助言や人的援助は、行政行為を滞らせたり金銭給付を遅らせたりする手段であってはならず、また、それまで規定されていない新たに加えられた申請要件として、金銭給付に前置することは許されない¹⁹⁾。

需要充足原則の表れ方にも顕著な違いがある。働いていない社会扶助受給者の最低生活保障については、立法上も判例上もおおむね正確な認識が存在している。しかし社会扶助の克服の場面で、需要はどのように折り合ってくるだろうか？ 求職や資格付けのための実体的援助の範囲や、生活できないレベルの賃金への補足について、明確で算定可能な法的請求権というのは存在しない。連邦行政裁判所の判決で、低賃金稼働者の稼働活動に対する旧規定上の加算需要の恣意的な下方修正が許され²⁰⁾、BSHG第76条2項第4号により収入から考慮される必要経費の妥当性も1976年以降否定され、BSHG第18条第5項の給付は実務上、恩典として与えられている状態である。不当賃金やその他の労働生活における詐欺行為からの保護は、これまでどこにも保証されておらず、いずれにしても、低所得者に対する補足的な一時扶助請求権の考慮は算定可能なかたちで規定されてはいないのである。

3.2. 助言、人的援助、金銭給付の相互関係 (Beziehungen zwischen Beratung und persönlicher Hilfe und Geldleistung)

しかし要件の違い以外にも、異なる給付間には多種多様な関係があり、これらを図3に示した。

社会扶助に関する問題についての助言は、金銭給付とさまざまな場面で接しており、それは、どういう権利がありどうすれば実現するのかを実際に助言するあるいは助言が求められる場合、違法に給付がカットされたときの請求権行使や適正な行政手続の確保について支援する場面などである。こうした権力的な責任を放棄しようとするのは、社会扶助を「受け身」の養育的な社会給付だとして段階的に廃止していこうと考える者だけである。例えば新設されたケルンのジョブセンターは、広報活動のなかで、援助サービスにおいては金銭給付はおこなわない、とあからさまに宣伝している²¹⁾。また、人的援助が提供する支援には、それを活用してやりくりするのを助けるための支援（家政援助など）、第三者に対して何かを主張するのを助けるための支援（消費者相談、家賃相談、債務相談など）もある。そして受け入れ不能な協力義務と合理的に渡り合っていこうとすると、多くの人にとって支援が必要となる。これらはすべて本来、出口に関わる助言に集中するための基礎

であって、いつときの作業で可能なものではないしそうあるべきでもない。

つまり人的援助とBSHG第17条の出口に関わる助言は、(肯定的に言い表せば)社会保障システム全体の中で扶助を開発し、扶助受給者やその周辺環境における各リソースを動員することを目的としているのである。しかし同時に、既存の法的状況からは後順位原則が生ずるのであって(図3参照)、協力も主張し制裁も発動してその結果この原則が実現される、つまりは高権的な圧力も背景になることもある。

その中で、決断が必要とされているのである。実際に多くがそうなっているように、こうした行動余地が混ぜ返され、古い協力義務が新しい相談という「革袋」に入れられて、飲めるように差し出されている。このことを背景にしつつ、能力や適性を無視して毎月強制的に求職用紙を提出させることが好都合なのかどうか、少しばかり長く対話し、何を望み何ができるかを発見すること、見通しがあって実現しそうなら展望を計画するよう鼓舞しその際支援をおこなうことに意味はないのかどうか、判断しなければならない。確かにこれは時間を要するが、意味のある求職活動しか要請できないし、ある点に特化した直接の世話や内容の関連する継続的な教育活動こそ支援可能なことから、長続きするであろう。いずれの場合も、最低生活保障の回避はできないのであり、そこを削れば結果の持続性は最小化してしまうことが予想される。もちろん、圧力にしか反応しない人間もいるが、それにはもう十分な制裁措置が予定されている。

二つめの例として、無届けの雇用報酬が持ち出されるかもしれない。しかし人々は、自らを十分実効的に助けているのである。彼らには労働の経験があり、何かを成し遂げている。彼らが報酬を届け出ず収入認定させていないという事実を十分には確認できていない。

調査サービスや探偵を送り込んでも、手に入れられるのは一部分でしかないし、金員を返還させても効果は少ない。あるいは、こうした就労を適法化し、適法な就労を受け入れさせるのはお金を払う価値がある、と納得させられるかもしれない。他に意味ある選択肢があれば、裏経済への様々な依存や犯罪に走るリスクを回避する準備は、多くの人がある。こうしたことは、助言者だけが、安心できる雰囲気の中で話し合うことができるし、正直者は短中期的にも損をしない、ときちんと説明できなければならないのは言うまでもない。これが成功するかどうかは、実際にそれに相当する職場が存在するかどうか、とりわけ稼ぎの低い者にとっては、適当な就労控除額と、計算可能で継続性のある法的請求権の対象となる補足的な社会給付による支援にかかっている。

出口に関わる真の助言者やケース・マネジャーにはもはや自明のことだが、いくつか挙げておこう。BSHG第18条第3項の、期待可能性に関わる従前の規定は、労働をいやがる未熟練の扶助受給者にとってはそう多くの被害を引き起こさないが、その他の者にとっては社会扶助克服の展望を妨げ、長期的には低階層化ばかりもたらしている。否応なく自動車を活用させられることは、出口を開かずむしろ塞いでしまっている。遅配された給料の天引きは、債務超過を帳消しにせずむしろ増加させてしまっている。履行した労働についての地域標準または協約上の労働条件の遵守は、持続的な統合のための最重要条件である。しかしこれら一連のものは、モデルプロジェクトにおいては取り立てて論ぜられてはいない。

3.3.助言に協力しなかった場合の制裁措置の問題(Sanktionen bei fehlender Mitwirkung an Beratung?)

さらにまた問題は、最低生活保障のための金銭給付を停止して助言を強制することができるのか、金銭給付を得るための追加的要件として出口に関わる助言を受け入れなければならないのか、という点にも及んでくる。

これまでの専門的な理解では、人的援助を押し付けたり無理強いしたりすることはできないとされている。このことは、人間を尊重する、社会的サービスの客体ではなく主体として人間をみる、という目的に由来するものである。信頼の醸成、つまり相互性は、人的援助が機能する前提である。共同作業を可能ならしめ、扶助協定締結時の構造的不平等を調整しようとするなら、扶助受給者が同等の立場・同じ目線で職員と立ち回ることを認めなければならない。これらの条件のもとで真に任意に成立した協定に拘束性が生ずることは排除されない。

SGB第1編第61条には、個別の面談義務(*Verpflichtung zum persönlichen Erscheinen*)が定められており、これは助言サービスをおこなう上でまさに不可欠の要件とされる。しかし問題は、助言を受けなかったことが金銭給付を拒否するというかたちで制裁される可能性に関する規整が、どこにあるかである。BSHGもSGB第1編も、それぞれで完結する制裁規定を有している。BSHGにはない規整だが、SGB第1編では第66条が審査される。助言のための面談に出席しなかった場合、確かに個別面談に協力する義務に反することにはなるが、それによってどの程度給付に関わる実態の解明もが困難になるのかは(SGB第1編第61条第1項第1文)、ハッキリしない。従って、この規定に基づいて、給付を停止したり、新規に申請があった場合などに給付を当面渡さなかったりという対応は、差し当たりは根拠薄弱といえる⁹⁾。もっともこうした面談などへの出席は、助言と出会い、サービスを進めていくための前提でもある。その限りで、個人の意欲が目に見えるかたちで感じられないとか、欠席を繰り返すとかの場合に、第66条に基づいて対応し、段階をつけてまずは給付カットなどをおこなう、という主張は可能である。もっともこれまでのところ、この点に関して、協力義務にも制裁にも関連する規整はない。また同時に、真のサービスには「顧客開拓(*Kundenbeschaffung*)」というようなやり方が本来不要なことは明らかである。この点の強調がとりわけ必要な理由は、例えばケルン市のようなモデル自治体が、助言と制裁の統合を提案しているからである。社会の最弱者の人たちは国の提供する財物を何か他のものと勘違いすることもできないので、そうした人たちに手を及ぼしていくためには、自由意思という基盤に乗って初めて助言は倫理的にも専門的にも妥当でありうるというような時代遅れの中間層向けの前提条件とは、決別すべきである、という主張がなされている⁹⁾。

法律上の根拠はこれまでのところこの種の理解には立っておらず、何が倫理的かも今後議論していかなければならないであろう。

しかし最初のコンタクトを常に成功させるには、差し当たり、サービス提供の先行や助言の可能性・目的に従って接触を進めていくしかない。助言サービスに必ず参加すること、プロセスに入り込んで胸の内を明かすこと、弱点が隠れていないか審査させること、協力義務として行政手続ですでに規律されている以外の何かを義務づけられること、等々の義務は今のところ存在していない。つまり、助言の中断に関わる双務的で制裁を伴わない権

利しかあり得ないことになる。その際、方法上、助言はかなり目的志向のものとなるが、妊娠が原因でいざこざが起こった場合の相談でとられている形式のように、結果の部分はオープンにせざるを得ない。もう少し簡単に言うと、目的志向には「イエス」、助言サービスの受け入れ強制には「ノー」である。このことは、助言のプロセスは金銭給付と異なり（法律上の手段によるなど）外からのコントロールが不可能なだけに、よりいっそう重要な点である。

保護された範囲でおこなわれ、信頼確保が可能で、データが他に渡らず、助言者も職務命令に縛られず、給付協定によって高権的な委託者への詳細な報告義務に拘束されず、当事者の利益に忠実に向き合えるとき、助言の効果は目立って素晴らしいものとなりうる。なぜなら、主体と当事者の間の利益衝突は、結果に縛られ、短期的な節約を念頭に置く出口相談におけるほうが、助言者が独立して行動しているときよりも、よりいっそう顕在化するからである。納税者が財政当局からの助言を義務づけられ、被疑者が検察と相談を義務づけられるというようなイメージを抱く者もあろう。こうした助言が実行できないのなら、関与する市民には、少なくとも枠組み条件や助言を中断する権利について情報提供する必要はある。

実務は残念ながら全く違う方向へ進んでいる。例えばベルテルスマン財団は、私法上の組織であるビーレフェルトの人材開発会社REGEの使っている申請用紙を推薦しているが、そこでは、SGB第1編第66条の意味での協力義務についてREGEとの義務的な協働が説明されているが、「法的手段の教示」の項目では、法的手段等について教示がなされているのではなく、協働を拒否した場合に金銭給付が断られるという脅しがなされている⁹⁾。REGE以外の主体では、「相談の日」に来るようにはいわれるが、しかし呼び出し通知では、欠席すれば社会扶助を完全に停止する、と脅されている。しかもBSHG第25条が引き合いに出されているが、結局これは、BSHG本来の意味での助言と人的援助を意図したものではない事実を単に示しているだけである。関連する人格保護や権利保護、需要増加の保護、裁量行使と統制を予定せずに、従前の制裁規定や協力義務が、人的援助や出口相談の分野に技術的に持ち込まれているのである。

その結果、表面上計測可能な主体の決算内容は急速に膨らんでいる。しかしそれ故に、新たな複合的サービスは、（発達していくことはなく）一方的で権威主義的なコントロール装置にと急激に格下げされ、かたちが歪んでいく可能性がある。そしてそれによって当事者の生活状態が良くなるのか悪くなるのかは、今のところ、慎重なことに、まだ闇の中である。ケース数や財政支出の後退が、これまで見られている。

4. 展望(Perspektiven)

4.1. 出口に関わる助言の構築(Gestaltung der Auswegberatung)

要扶助状態克服のための人的援助は、給付相談とならんで、正当であり必要なものである。もっとも、財政的な効果や扶助受給者数の結果でそれを評価することが、唯一の結果判断であってはならない。人的援助は社会国家の責務の遂行であって、もっぱら社会給付の削減のためにおこなわれるものではない。であるからこそ、生活状態が持続的にどの程

度改善したのか、再度社会扶助受給に至ったのかそれとも失業保険からの賃金代替給付だけを引き続き受けたのか、あるいは、保護もなく生活できないレベルの労働関係が続いたのか、といった点について、質的なデータの収集が必要である。外部独立の専門相談機関の知識や扶助受給者による評価も、あわせて初めから把握しなければならない。社会扶助の隠れた数字の説明と積極的な把握に能動的に従事して、初めて出口相談に信を措けるのである。他の多くのモデルプロジェクトと同様に、出口相談が不十分な定額給付と一緒にされて、更なる困窮化が出口として受給者に用意されるという徴候しか出てこないのなら、信頼には値しない。

4.2.目的志向の人的援助・助言と金銭給付との関係について(Zum Verhältnis zielorientierte persönliche Hilfe/Beratung und Geldleistung)

BSHG第8条と第17条は、両者とも人的援助の分野を規整しているのであるから、相互に調整し、統一的に把握するのが望ましい。人的援助や助言が、生活状態の克服や回避のために提供される限りで、それが金銭給付を得るための前提条件とされたり、金銭給付の処理や認定を先送りしたりしてはならないことを明らかにしておくべきである。

4.3.信頼保護・データ保護について(Zum Vertrauen-/Datenschutz)

人的援助は、特別の担当者によって実施される必要がある。主体ないし他の助言機関の担当者に対して、要扶助状態の回避や克服のための援助など人的援助を目的に託された各種の申告内容(Angaben)は、SGB第8編第65条第1項第1号・第3号等の要件が満たされなければ、行政内部の給付処理部門に対してであっても、その担当者から転送することはできない。

人的援助が現業業務とあわせておこなわれる場合、これは多くのケースを処理し人格的に適した職員が携わって十分な水準のものとなるが、またあるいは、申告内容を他の機関に転送せざるを得ない場合、扶助受給者には、申告は任意であり、信頼に反するかたちで申告内容が取り扱われることはない旨を教示しなければならない。

4.4.人的援助の分野と希望権・選択権(Wunsch- und Wahlrecht gerade auch im Bereich der persönlichen Hilfe)

社会扶助を克服するという展望を助言する独立した助言機関は、給付協定上も業務内容が限定されておらず、制裁で脅しながらクライアントをそこに割り振ることができるが、少なくともそうした助言機関が存在することは、地域で保証する必要がある。同時に、行政から独立し資格ある社会的な給付相談の提供も保障しなければならない。

4.5. 出口に関わる助言を促進し、扶助受給者の需要と利益を保護するための改善提案(Weiter e Änderungen, die die Auswegberatung fördern und den Bedarf und berechtigte Interessen des Hilfeempfängers schützen)

■期待可能性要件の改正（BSHG第18条第3項後文）

専門教育や職業経験を有する扶助受給者は、とりわけ失業直後の時期（6ヶ月、場合によってはそれ以上）、自らの能力、経験、教育の水準に応じた就労先を探す権利を有している。ここで扶助受給者を積極的に支援しなければならない。生活を満足に確保できずそれまでに得た資格の価値を失わせるような職業上の地位低下を受給後すぐに義務づけると、持続性が侵されてしまう。資格を有しない扶助受給者については、従前の規整はどちらにせよ無意味である。

■最低限の労働条件として、すべてのグループについて、協約上または地域標準の労働条件を要求し、労働法上の相談へのアクセスを確保しなければならない。

■収入・資産認定の規定の改正

給付受給前の期間について事後的に、あるいは遅配された賃金や賃金代替給付を、継続的な受給との関係で収入認定することは、通常それによって借金状態がひどくなるのだから、おこなってはならない（側面的に、SGB第3編の支給期間を再度改正する必要がある）。

■自動車は、それが求職に必要なあるいは求職のためにそれを使い始める限りで、または自動車が家族的義務の取り決め、世話をする責任（介護、社会的な名誉活動など）、労働の受け入れのために必要となる限りで、問題としてはならない。

■就労控除額は、稼得活動時に一定の需要増を予定するかたちで一定額を保障し、家政を営む刺激や稼ごうという刺激に差し障らないよう、法規命令で規定すべきである。第76条第2項第4号に関する施行令の求職費用は、時代に合わせて書き換えるべきである。

図1

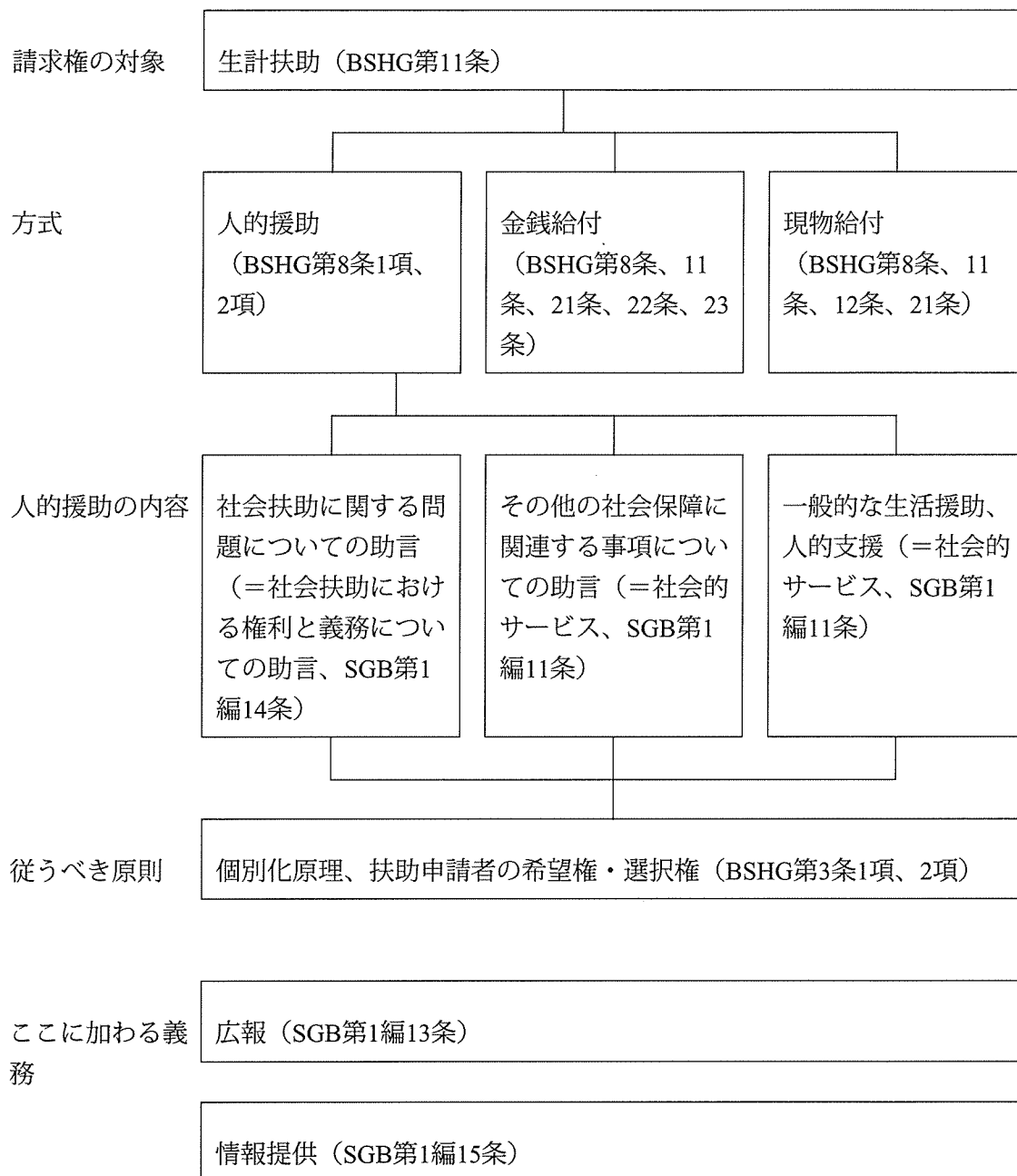


図2

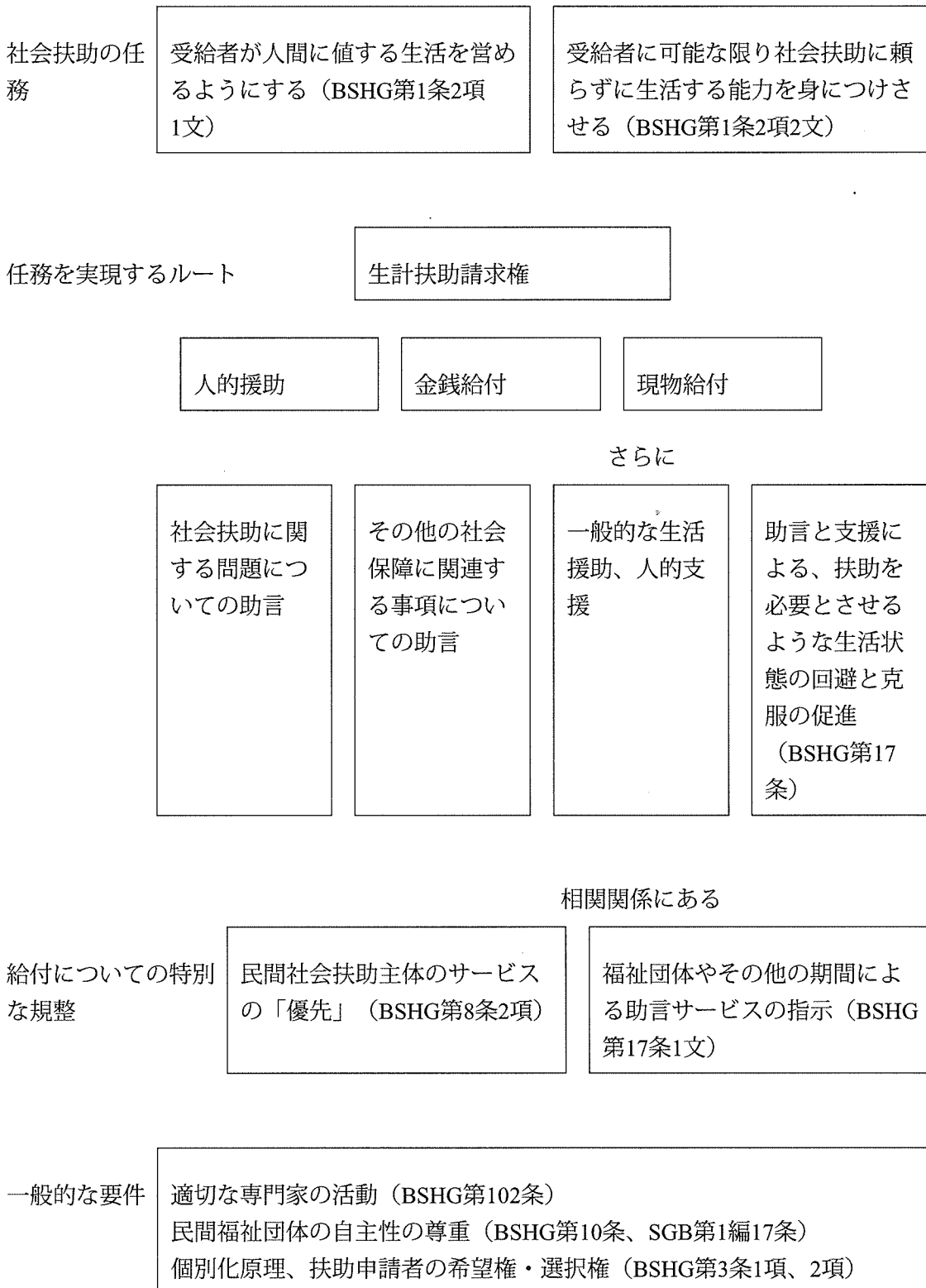


図3

| | 金銭給付・ 現物給付 | 社会扶助に関 する問題につ いての助言 | その他の人的 援助 | BSHG第17 条のサービス |
|------|---|---------------------------|--------------|---|
| 内容 | 基準需要、加算需要 | | | 原則の実現に結果的 に影響する |
| | 住居費、暖房費 | 生活時の援助 | | |
| | 一時扶助 | 需要を実現する際の援 助 | | |
| | 特別な需要、保険料、 貸付など | | | |
| 一般原則 | 需要充足原則（BSHG 第5条） 後順位原則（BSHG 第2条） | | | 需要充足原則との関 連は明らかでない |
| 手続 | 行政手続（SGB第10 編20条～） 協力義務（BSHG第 18条、SGB第1編 60～64条） 収入認定、活用可能 な資産（BSHG第76 条～、88条） 制裁（BSHG第25条、 25a条、SGB第1編 66条） 法定手段によるコン トロール（VwGO） | 手続等が進行する際 の援助 | | 行政手続は定められ ていない 協力義務について関 連規定なし 制裁の規定なし 法定手段によるコン トロールなし |
| | | 権利貫徹の際の援助 | | |

(翻訳)

ヘルガ・シュピンドラー
「BSHGおよび社会法典第1編における助言義務・
広報義務、法的状況の刷新に伴う変化」 (仮訳)

Helga Spindler

Die Beratungs- und Aufklärungsverpflichtung im BSHG und SGB I, und was sich mit der neuen Rechtslage ändern wird

Sozialrecht aktuell 4/2004 S. 77 - 83

労働市場における現代的サービスに関する第4次法、いわゆる「ハルツ第4法」で（本来の選挙公約にも反して）廃止されたのは、失業扶助だけではない。従来方式と固有の原理に支えられた生計扶助も、旧扶助受給者の大部分にとって失われることとなった。これはつまり、助言給付との特別法上の結節点であったBSHG第8条・第17条も、これまでの関係当事者ほとんどにとって、今後はもう存在しなくなる、ということである。

それでもなお、いわゆる新たな社会的サービスとしての助言は、新立法では、様々にその色を変える概念となっている。しかし助言(Beratung)と支援(Unterstützung)は、SGB第12編で（SGB第2編にもその痕跡はとどめているが）その射程と目的に変更が加えられ、そして活性化という新たな文脈に融合されてしまった。

1. BSHGおよび社会法典第1編における助言・支援

この間の推移を明らかにするために、まずは、（現時点でなお存在する）BSHG、そして社会扶助の特定の領域に関わるSGB第1編第13条・第14条とあわせたBSHGの規定に見られる表現について、話を始めることとしよう。

権利義務に関わる助言は、本来、社会法典の中核的要素である。こと最低生活保障に関わり、多くの法的概念を具体化し解釈する必要に迫られたとき、助言なしで権利を実現することは今も昔も不可能である。であるからこそ、社会扶助に関わる問題についての助言が（SGB第1編の成立よりも先に）広範に理解可能な人的援助の重要要素としてBSHG第8条第2項の冒頭で言及されたことは、筋道に適ったことであった。社会的な権利が単に紙に書かれたものとならずに可能な限り広範に実現されるよう保証するためには（この点は後にSGB第1編第2条第2項が強調しているところである）、給付分野へのアクセスを開くことが必要なのである*1。

BSHG第8条の人的援助には、社会扶助に関わる問題についての助言のほか、その他の社会保障に関連する事項についての助言、さらには一般的な生活相談と人的支援が含まれている*2。

その他の社会保障に関連する事項についての助言は、社会扶助の権利義務についての助言以外に、他の多くの援助システムと相互に関係するという公的扶助給付の複雑さをその責務の対象としている。これに加えて、一般的な生活相談と人的支援は、困難な生活状態において既存の援助を十分機能させるためには他の支援やその人に対する励ましなども必

要になるだろうという考慮から来ているものである。

SGB第1編はさらに別の観点でこれを補強してきた。つまり、常に助言ばかりである必要はない、権利義務の広報（SGB第1編第13条）も、それがタイムリーかつビジブルにおこなわれれば、十分なサービスをすることができる、ということである。

広報は、国民や大衆、特定のターゲットを対象にしたものであり、個人だけにとどまらない。その主たる手段は、いろいろな形態の印刷物ということになる。大きくいうと、広報は、権利義務の目的を明らかにし、その内容を一般的に解説し、例を用いて分かり易くする。広報することが相当程度の援助ともなるが、しかし助言に取って代わるものではなく、助言につながっていくべき存在である⁴³。

金銭給付の内容や求職義務、収入申告義務などについての概括的な指示を口頭で繰り返しても、これは広報ではあれ、助言には程遠い。

a) 助言の個々の要素

BSHGの枠内における助言の定義は、もう少しなりとも説明される必要がある。法律が施行されて以降、このことは繰り返しおこなわれてはきたが、助言の要素を言い表すことは難しい。

まず一般的にいわれているのは次のようなことである。助言とは、「市民が自らの権利義務について判断する上で重要な、あるいは将来意味を持つような、社会（扶助）法上の問題に関してする包括的な助言のことであって、そこに市民が正当な関心を寄せるものについておこなわれる。助言は、BSHGにおいては個々の必要性に応じてなされなければならない。」⁴⁴

助言は、単に個人・個別ケースを念頭においた給付でかまわない。従って、社会的需要の推移や現状について前もって幅広くイメージしておくことが、助言をおこなう前提となる。個別の諸事情、経緯や経験に深い眼差しを向けることが要請されるのである。関心や希望も考慮しなければならない（無条件に応ぜよといっているわけではないが、その存在に気づく必要はあろう）。こうした事象は、信頼という基盤に乗っかっている。つまりそれは、行政手続上のいわゆる職権調査(Amtsermittlung)とは基本的に区別されるのであって、行政庁の助言者や給付主体は、助言を各自の役所でおこなっているのだから、この区別を常々意識しておかなければならない。

これら二つの調査は、ピッタリ同じものではなく、重点も異なる⁴⁵。この点に関するもっとも印象深い研究プロジェクトは、おそらく1985年の、市民に近い社会扶助行政に関するそれであって、そこでは、面談が連続するなかで、二つのレベルが相互に投げあうかたちとなり、助言プロセスが職権調査に支配されていく、という分析が分かり易くなされている⁴⁶。

パーペンハイム(Papenheim)の説明はもう少し具体的である。「具体的なケースで助言に含まれるのは、法制度の現状、行政の実務、予測される法改正や未解明の問題点についての指摘、目的に適った行動についての助言、今後の動向に関する指摘などがある。これは、幅広く、分かり易く、誤解の余地のないものでなければならない。」⁴⁷

主体が助言にどのようなかたちで関わるかについて、ラインハルト(Reinhardt)はさらに別の観点を取り上げている。いわく、普通以上の社会給付受給者なら利用するであろう、請求権や資格獲得の要件、内容形成に関わる指摘も、助言には含まれる。法的問題について

争いがある場合、主体は自らの見解のみに固執することは許されず、信のおけそうな別の見解や場合によっては関連してくる手続にも（中略）言及しなければならない⁹⁸。

こうした要素はすべて、主体から独立した助言においては周知のことであるが、本来は行政のおこなう助言にもあてはまるものである。

定義探しに関わる以上の素描を、社会教育の分野から補強してみよう。助言とは、助言を必要とする者にとって、ある具体的な法律上の給付を理解し利用できるために役立つものでなければならず、しかし他方で、具体的にこの社会で何をしなければならないかという問題をも取り扱う必要があり、そしてそのことを、個々人の自律の範囲内でそれぞれの生き方のコンセプトに統合していく作業である⁹⁹。この記述がとりわけ強調しているのは、助言というサービスをまさにその身に受けようとする（ただし自分で決定し自らの意思で）過程での、助言される側の主体と自律という問題である。

古い引用であるが、今も議論を呼ぶものもある。

「助言とは、（助言を求める者の利益や関心がどこにあるか、知識や教育レベルの現状、実態の困難さ等々に応じて）社会給付に関する助言を必要とする者の法的状態を徹底して検討することである。（中略）優秀な弁護士がそうするように、包括的で綿密な法的助言を、市民は管轄社会給付主体から受けられなければならない。」¹⁰⁰

この引用には、権利保障の要素が含まれているだけでなく、1975年の社会法典の精神を偽ることなく反映している点で、啓発的でもある。1980年の相談・助言援助法(Beratungshilfegesetz)にはもともと社会保障法の手続について相談扶助は規定されていなかったが、それは市民のアクセスを難しくさせようという目的からではなく、市民の権利は関連主体による無料の専門的助言によって幅広く実現されるだろうという想定に由来していたのである。

1982年にはフックス(Anke Fuchs)が社会扶助の広報に関するしおり¹⁰¹の冒頭で、「国庫に幾らかでもお金が残っていることを喜ばない人はおそらくいないと思います。しかしここで重要なのは、人々が貧困のなかで助けを求めているという事実なのです。そのためにこのしおりを作成しました。読者の皆さんにお願いします。援助を必要している人たちに、このしおりの内容を教えてあげてください」、と記したが、これも上記の精神の表れなのである。

法律相談法(Rechtsberatungsgesetz)は、正しいことに論争の対象となっているが、同法下における社会的法律相談の問題も、社会扶助については以上の観点において、少なくとも民間社会福祉主体と連邦司法省との1969年合意により、全体に幅広く関わるサービスが有利になるかたちで十分に解決されている。他には見られない合意による解決であるが、これは少なくとも社会国家的合意が存在する限りで機能してきた。「社会保障の分野では法律関係が入り組んでいるために、法的助言も分かり易くないことがしばしばである。受給可能性や金額の説明だけに終始してはならない。問い合わせ方や書面作りの援助もそこに含まれる…」¹⁰²。この境界は、1969年に、司法手続で請求権を実現する際に引かれた。この境界は、行政が社会的権利実現のために最適な努力をし、実施要領作成と異議申し立て手続に社会的有識者が広範に参加する(BSHG第114条)ことを想定すれば、当時においては跡付けて理解可能なものである。しかし意識しなければならないのは、社会扶助法では制裁やあるいは単なる給付遅延によって即座に直接生活が危殆に瀕するという意味で、仮の権利保護に対する支援の必要性が常に存在しているという点である。

こうしたイメージはこの間、空虚な考察に屈している。相談・助言援助法には社会保障の問題にも関連する助言が含まれるようになり、（とりわけ社会的相談機関がクライアントの権利実現に成果を上げていた時期に）脅しをかけてやめさせる方法がいくつか続いた後には、法律相談法の改正に向けた努力もおこなわれている^{*13}。もしかすると行政は、新しいコントロールの圧力を受けて、市民の権利に関わる個別の「最適な」助言を各役所でおこなうのはもう無理で、独立の相談所のインフラを保障して助言を確保するほうが合理的だ、という方向へと、抵抗なく向かっていくかもしれない。

今後の解明が常に待たれているのは、助言というものが、要件・制度上の責任・職員の配置・内容・目的などに関わる目に見えるかたちでの姿勢確保を要求する、という問題である。

その他、助言は、ただ単に権利だけではなく、義務にも及んでくる。ここでも行政の助言者にとっては、混同する危険がある。厳しい制裁で威嚇して協力を要求することは、協力義務の意味について助言したり、どのようにすればいま求められている協力という行為を有意義に果たしていけるかを考えたりすることとは、多少なりとも異なっているのである^{*14}。

b) 扶助を必要とするような生活状態の回避・克服のための援助

社会扶助受給を必要とするような生活状態の克服を助言の目的とすること、つまり、いわゆる出口相談あるいは展望に関する助言は、立法者にとっては割に合わないところがあるので、1993年に、BSHGに、第8条とはどこか一致しない第17条が補充された。筆者は、これら両規定の関係を図示して明らかにしようとしているところである。

BSHG第17条でいわれる給付の狙いは、本来は人的援助における場合と同様であるが、しかし社会扶助克服という目的への明確な集中とも通ずるところがある。人的サービスにも全面的に及ぶ個別化原則や希望権・選択権は、これら両分野においても、民間社会福祉団体や扶助申請者との協働に関する規整に適用される。BSHG第17条は、矛盾した展開やモデルプロジェクトを引き起こした。そうした動きが逃げ口上とするのは、要扶助状態の回避・克服を達成することに行政の作業を集中させているだけだ、というものであるが、これは、様々な威嚇的態度や（意識的に申請の受付を遅らせることなどは、まだ人畜無害の一手法である）公的雇用会社への配属によってあっという間に可能な話なのである。他方では、ノルトライン＝ヴェストファーレン州のようなモデルが展開し、そこでは、助言行為の複雑性の把握、多くの支援サービス（債務相談に始まり、その他多くの支援の提供にも用及ぶ）の可能性の実現、実際に人々と一緒になったかたちでのよりよい（人間に値する）生活の展望育成などが模索されてきた^{*15}。社会保障関連組織がおこなう行政主導の後続プロジェクトに何がしかの中身が残っているのか、筆者には分からない。すなわち、行政による活性化のための相談の分野においても、実態の調査におけるのと同様に混同が起こる危険があり、それはつまり、活性化を、協力や労働の義務あるいは制裁の威嚇や決定と混同したり同視したりするときこそなるのである。この終わりに挙げた行動は、過去のケースでは必ず正当化されてきたが、しかし助言や支援を伴っておこなわれたことはほとんどないのである^{*16}。

以上は、現在の法律関係に限ってのことである。しかしいまやBSHGはSGB第2編とSGB第12編という二つの新法典の施行によって効力が失われ、助言に関わる規定の部分での隙間が生ずるであろう。

よって、新しい規定についても若干の素描をしようと思う。

2.SGB第12編およびSGB第2編における助言・支援に関わる新たな規定

ひとまず見た限りでは、BSHGはSGB第12編（新しい社会扶助）によって廃止されたように思われる。人間に値する生活を営めるようにするという目的、必要な生計に対する請求権、制度上の後順位性、希望権・選択権などいくつかのものは、確かに同法に残っている。SGB第12編第10条第2項は、細らせながらではあるがBSHG第8条2項を基本的に引き継いでいるし、社会扶助が問題になる場合の助言やその他の社会保障に関連する事項についての支援は、サービス給付として掲げられている。

助言と支援は、SGB第12編11条において活性化という概念で補充され、それにより、これまでの第17条にも代替するものと位置づけられ、とりわけ第5項にまだ名残が見られる。SGB第12編第11条第2項・第3項は、第一には、社会扶助法上の需要に関する助言、社会給付を受けられるようにするための助言、近年必要になっている個人予算に関わる助言を、そして第二には、自助能力の強化・社会生活への能動的参加のための助言・支援を定めている。1962年以降ずっと規定されている専門性についても、サービス給付なかでも助言・支援を実施するために継続的教育を受けるべきことがともかくも定められている（SGB第12編第6条）。もっとも、支援給付についての規整は、期待可能な作業（労働法の及ぶ稼働活動とは違うところでおこなわれる、一種の仕事と位置づけられよう）に関わる条文に急速に流し込まれており、これが社会的支援や活性化の中心であるような印象を引き起こしている。

こうした規定は、旧BSHGとの類似性を示すようにも見えるが、これまでと異なる人的範囲に集中したものとなっている。すなわち、基礎保障受給権者のほか、一時的に稼働不能な者、障害者、要介護者、特別な社会的困難を抱えた者などである。このうち誰が生計扶助を引き続き受給するかは、予定されている支援サービスの内容も定義し難いことから、これまでのところ未確定の状態である。

一日最低3時間稼働可能な者すべて（SGB第2編第8条）とその稼働不能な家族（SGB第2編第28条）はSGB第2編の給付受給権者にしかならないことから、生計扶助請求権を有する者は著しく少なくなるであろう。大半にとって、今後社会扶助法はもはや適用されないことになる。仮定的な見通しによると、旧生計扶助受給者のうち90%がそうなるとされている。さらに旧失業扶助受給者・その家族の90%以上も、ここに合流すると見られる。

新SGB第2編（求職者のための基礎保障）には、公的扶助給付も含まれてはいるが、しかしまったく異なる構造を有している。同法は、これまで知られていなかった一方的性格のもと、「労働市場における現代的サービス」に注力するものとなっている。人間に値する生活の保障という目的は目的設定から消え去り、稼働活動を通じた要扶助状態の回避・改善・縮小・緩和、そして稼働可能性の維持・改善・回復が目指されている（SGB第2編第1条、第3条）。そこでは助言はなお統合給付の一つとしてなされるが、しかしそれは助言

が稼得生活への統合に必要な場合に限ってである（SGB第2編第16条2項）。すなわち、唯一の目的に拘束してしまうことで、扶助法にとっては非常に極端ともいえる、助言の多様性の狭小化がおこなわれたのである。労働市場への統合それだけが人間的な生活に唯一残された社会的課題である、というように。その他の社会保障に関連する事項についての助言に関わる規定（ここでは例えば、少なくとも労働法的な助言と支援が強力におこなわれるはずだが）を探しても徒労に終わろう。

この分野において、（上述したように）包括的な扶助の端緒としてのBSHG第8条と第17条というようなことは、実務上、代わるものなく失われてしまった。

このほか、組織上未解決の問題もある。

設立が予定されている協同組織においてSGB第2編の種々の給付の管轄が分かれていることについて、どの主体が給付相談に責任を持ってあたるのかは、まだよく分からない。オプション権を行使しても、自治体行政では財政上の理由から、SGB第12編の担当部局とは別にSGB第2編の部局を個々に設立しなければならないと思われるので、統一的な状況は生じない。同じく、障害者や特別な社会的困難を抱えた者のうち、稼得可能なので両方の法律の適用領域に関わってくる者をどのように取り扱うかもなお不明である。

BSHGの特別法規定が廃止されたことで、SGB第2編の領域には、助言・広報に関わる原則的な規整としてはSGB第1編しか残らなくなるが、SGB第1編第13条・第14条が、これら新しい法的素材と関連しながら新たに解釈されていかざるを得ないのかもしれない。しかしこの点も現時点ではまったく確定していないのであって、というのも、400万人を超えるとされる受給権者にとって社会扶助の適用廃止がそもそも何を意味するのかという問題意識が存在しないからである。

従って筆者としては最後に、私見に基づいて、助言の保障に関わる法的・事実的問題と新たなかたちでの助言の必要性に、論を進めようと思う。

3.残された課題、枠組み条件、規整の必要性

助言と広報は必要なサービスであり続けているし、助言は高度に総合的で専門的なサービスであり、この点は理論上も明らかである。しかしそのことが実務上どのように現実化するかという問題がある。これは、旧来の法的状況において、法律が規定するのとは異なるかたちで現れてはいなかったであろうか。

a)助言サービスを一般的に妨げる要素

助言は司法審査に馴染まず、信頼に値する完全な助言というものは存在しない。立法あるいは行政実務においては、助言に適した環境の形成という枠組み条件を立てていくことしかできない。その条件とは、例えば、助言者の独立性や権限（そのためには、人員配置への確固とした財政措置が重要な前提となる）、助言プロセスへの信頼性、自由意思によるサービスの受け入れ、適切な雰囲気、そして目に見えるかたちでのサービスの利用などである。

以上のことは、社会福祉オフィス(Sozialbüro)というモデルプロジェクトで発達してきた基準を実務的にまとめたものであるが、同プロジェクトの最終報告書では、こうした内容

が公的主体や雇用会社においては機能していないという事実が、誤解の余地のなく明らかにされている^{*17}。

市民が十分なお金を使えば、助言サービスについても、お金を持っていることに応じて、情報提供を求めたり、他人の経験を利用したりするだろう。生存が脅かされているということは、それを確保するための金銭的手段を有していないということである。しかしそこでは、本来必要な助言すら請求できないこともしばしばである。社会扶助におけるよい助言とは何かを言い表そうとする者が助言を本来必要としていない、ということが起こっている。

ここから、行政における質のマネジメント設定がいわれるが、試みられているのは外面の把握である。「職員は親切でしたか?」「長時間待たされませんでしたか?」「開庁時間には満足していますか?」等々。しかし、こうしたプロセスの質は、それが現代的な行政管理をコールセンターの導入で容易に解決できると信じてのことだが（自動化しても達成できるという者も一部に存在する）、社会給付をおこなったり人間に値する生活の展望を見いだしたりする際に複雑な問題があるという事実自体が助言サービスの中核だとすれば、プロセスの質は給付や結果の質からすれば比較的些末な話である。

これはしかし、問題の一面に過ぎない。

もう一つの、実務上の問題は、社会扶助支給が自治体の義務的事項であると現実に受け入れられないときに、利害が構造的に逆方向となる点にある。

これはとりわけ、給付に関わる助言、権利に関する助言において生ずる。例えば1997年にケルン市社会福祉事務所の所長が、相談所にいったり入門書を読んだりして社会扶助受給者が抜け目ない存在になれるようだと、福祉事務所は貧困の罠にはまってしまうだろう、とAWOという専門誌で訴えていた^{*18}。コスト増は自治体のあらゆる業務で認められ、例えば1997年における生計扶助の負担は、高い値を示したが、自治体財政の5.5%程度であるにもかかわらず、費用の増大や爆発をいう彼の同業者の多くは、上記の見解に与するのである^{*19}。カリタスやディアコニーの法学者の書いた、手法・手段や裁量行使のガイドラインも、基本的な方向だけに抵抗を示しているに過ぎない^{*20}。こうした環境にあっては、助言はすでに現在の法律の下で異質な存在となっている。ここで起こっているのは、助言の保障ではなく、自治体主体とその法律上の責務との不一致である。

しかし、行政とその責務とが一致していたとしても、三つめの実務的観点が存する。つまり、社会保障行政の新たな統制手法は、市民のための最適な給付の実施を目指していないという点である。KGST、キーンバウム社(Firma Kienbaum)、さらにはコンセンサス社(Firma con-sens)は、ここ数年、質のマネジメントを開発し、そのなかで、開始数の抑制と廃止数の上昇を第一の制御指標とし、費用削減を目的に、一時扶助費と住居費とを「コスト」として浮かび上がらせている^{*21}。これにより、行政や個々の職員には圧力がかかるので、そうしたなかでも助言が受け入れられるとすれば、助言によって自治体に測定可能な負担減が即座にもたらされ、そして主体側の利益が一方的に前面に押し出されるときだけである。

こうした統制テクニックの主唱者は以下のように詳述している（1998年）。いわく、福祉事務所と労働事務所は、それぞれの伝統を受けて、法律適用という業務と、行政活動の合法性・均一性の徹底に支配された行政機関となっている。これでは社会的サービスの実施には不適であって、今後の方向としては、費用面で責任を持つ、統合的な社会移転をお

こなう機関は、費用の投入も含むサービスプロセスの管理を主たる業務としてそこに集中し、第三者に対するサービスは（中略）複数の組織が代表しておこない、その間で真の競争がおこなわれるべきである、と²²。「費用面で責任を持つ、統合的な社会移転をおこなう機関」では、権利に関する助言（＝第三者のおこなうサービス）は目に見える場所をもちや失い、せいぜい義務の指摘をおこなうにとどまる。例えばこれまでのところ社会扶助では、実施要領に基づく均一的な法律適用という「古い」コントロールに対する、「新しい」コントロールが展開されてきている。その結果、統制可能な行政行為に代わって交渉プロセスがより優先されるが、そこでの法的地位は不明瞭なままである。

b) 新たな内容上の助言の重点

権利義務に関わる助言請求権はSGB第1編にはまだ残っているので、それが新たな状況を鑑みてどの領域でとりわけ重要なのかを簡単に素描しようと思う。

・ SGB第2編とSGB第12編では定型化が強化され、従前は個別の申請でコントロールできていたような利用可能資産を把握するためには、相当集中した予算管理への助言が必要となる。給付がもはや需要を完全に充足しないために借り入れが高んだり、行政が貸付給付にどんどん移行することは、今後増えていくであろう。

・ 裁量規定が増加することで（SGB第2編では、統合給付全体、入職手当、転居・住宅調達費用などに関わる）、裁量部分においてどのような可能性が残っているのかを助言することが次第に必要なになってくる。

・ SGB第2編の金銭給付は後順位性を有していることから、給付が先延ばしにされることで現実の物質的困窮状態が先鋭化していく。手続上の権利、給付申請の受付・処理、仮の権利保護（また新たには、中断効の回復を請求することも含まれる）についての助言は今後より必要になる²³。

・ 次に活性化という戦略の核心部分に議論を進めると、SGB第2編第14条第2文の「個人相談パートナー」、ケースマネージャーとの付き合い方についての助言がある。もっとも、SGB第2編におけるケースマネージャーの地位は、制裁や統御をする権限をフルに持つ、強制的に統合協定を結ばせる²⁴、効率性をコントロールする（ケースマネージャー自身もこれに服する）、といったものがあるが、このことがその活動の範囲というものを、市民への助言の保障は極めて困難であるというように一方的に定めてしまうものではない。立法者によって手法はいわば主体の利益の実現という点のみで占められている。ベルテルスマン財団(Bertelsmann Stiftung)は、また別の役割理解を直ちに提起した。アングロアメリカ流の像に基づいて、ケースマネージャーを、ソフトウェア使用とコミュニケーション技術に長けた「教師であり、牧師であり、友人であり、警察官でもある」と考えるというものである。同財団のハンドブックに書かれている助言の例は、自由意思によるコンタクトには一貫して関連せず、一部には、失業者に対する後見的でその上やる気をそぐような行為まである²⁵

⁵⁰

「同じ目線で」協定を結びたい、自らの利益を反映させたいと思えば、さらなる助言者が必要となる。これは、SGB第2編に現れる、度を越した統制の要求の裏側である。

これ以外にも、サービス提供を委託された者（雇用・教育に関わる施設、プロファイルをおこなう者、仲介人など）は、こうしたモデルでは同時に厳しいコスト・結果の競争を

強いられることから、ここでも当事者を十分に助言できず、また、そうしたサービスの全体を把握しそのなかで得た経験を交換するという目的のためだけに、信頼も得られるよういちおう独立したサービス開始機関まで必要とされる、というような危険が生ずるのである。

c)SGB第1編の請求権をどう描きどう組み立てていくべきか

・ここでの一つめの問題は、回復請求権の原則をSGB第2編・SGB第12編にも適用することが推奨できるかどうかである。これは、強く定型化・類型化され、加えて「過去に対する社会扶助なし」の原則がもはや明白に及ばないような定型的給付については、原則的に可能である。

カリタスとディアコニーの法学者の報告にある、法学的見解が判例に違反し誤っている場合に金銭給付が差し控えられるケースは、上記に関連して理解しなければならないだろう。⁶⁰

もっともこのことは、この分野における「弁護士なき地帯」の是正をも意味するであろう。そのなかには、訴額をもう少し高くする、訴訟費用がフェアに認められる文化をつくる、そして何よりも助言費用援助を改善することが含まれる（現在の方式では憲法に違反する特別な犠牲⁶¹になる、と弁護士が正しくも指摘している）。

・しかし新たな活性化の戦略には多くの計測不可能なものが含まれている。行為の要素、裁量、強力義務の過度な強調、あらゆる種類の就労義務・参加義務、統合という戦略の枠内における種々の社会的テクニックへの屈服などである。こうしたことから、自己の立場を強く主張する、データを監視する、人格や労働可能性への侵害に抗する、という必要が出てくる。

ここではさらに、物的損害の証明が難しく、実際の行動や反応が常時求められ、その点で回復請求権は適していない。

・（同居の地位に関わる家族の問題、家賃や仕事に関わる問題など）その他の社会保障に関連する事項についての助言も、SGB第2編ではもう規定されていないので、それが債務相談や依存症相談にあたらぬ限りで、宙に浮いてしまっている。労働生活への統合だけに絞られた社会的相談がほんのわずかおこなわれ無意味な展望しか出てこないケースはたくさんある。全体に関わるサービスを今後も維持しようとするなら、SGB第1編を特別に拡張する必要がある（SGB第1編が可決されたときは、BSHG第8条があったのでその必要はなかった）。

以上の点は、まさに法律の移行の場面で、独立して資格を有する助言組織を確保しなければならぬことである。

外部からの専門的評価には、それが支出をコントロールする際の指数と内容上の成果とを等しく扱えるところに利点があろう。

間違った動きは、素早くそれを把握し、変えていくことができる。一例を挙げよう。最大規模のPSAであったマートワーク社(Maatswerk)が2004年2月に倒産するずっと以前に、インターネットではいろいろなところで当事者が告発し、労働条件に疑惑や異様さがあることを報告していた。もし地域に相談機関が十分あれば、こうした弊害を知ってそれを除去する機会を持てたであろう。